

特別点数について（土木・建築・水道・舗装(アスファルト舗装)）

市内に主たる営業所を有する建設業者及び県東部に主たる営業所を有する舗装業者には、客観点数（経営事項審査総合評定値P）に特別点数を加算し総合点数とする。

1. 技術力

- ① 土木・水道・舗装工事は平成30年度から令和2年度（建築一式工事は平成28年度から令和2年度）における同種工事の竣工検査評定点（工事が2以上あるときはその平均値とし、小数点以下は切り捨て）に応じて、下記の表に定める点数とする。ただし、竣工検査において評定点を付さない工事のみの場合及び雲南市発注工事の実績のない者にあつては0点とする。

評定点	点数
64点以下	-20点
65～72点	10点
73～79点	30点
80点以上	50点

- ② 平成30年度から令和2年度竣工済みの工事において、国、島根県及び雲南市から同種工事（各工種別）の優良工事表彰を受けている者は10点とする。

③ 技術者（技能者）の在籍状況【舗装のみ】

常勤として雇用が確認できる者を加算

- 舗装施工管理技術者（1・2級） 在籍人数 …1点/1名[10名・10点を上限]
- 大型特殊免許保有者 在籍人数 …1点/1名[10名・10点を上限]
- 車両系建設機械運転技能講習修了者 在籍人数 …1点/1名[10名・10点を上限]

④ 施工機械の保有状況【舗装のみ】

機械を売買契約したもの。又は、長期リース契約したものを加算

- アスファルトフィニッシャー 保有台数 …4点/1台[5台・20点を上限]
- モーターグレーダー 保有台数 …4点/1台[5台・20点を上限]
- タイヤ・マカダムローラ 保有台数 …4点/1台[5台・20点を上限]

2. 社会性

- ① 障がい者の雇用状況について評価する。

（ア）雇用が義務付けされている者が障がい者を法定雇用障がい者数以上雇用していない場合は-10点とする。

(イ) 雇用が義務付けされている者が障がい者を法定雇用障がい者数の2倍以上雇用している場合は15点とする。

(ウ) 雇用が義務付けされていない者が障がい者を1名以上雇用している場合は15点とする。

② 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条に規定する一般事業主行動計画の策定状況及び島根県が実施するしまね子育て応援企業（こっころカンパニー）の認定状況について評価する。

(ア) 計画策定義務のある雇用主が策定していない場合は－10点とする。

(イ) 計画策定義務のある雇用主が策定し、かつ、こっころカンパニーの認定を受けている場合は10点とする。

(ウ) 計画策定義務のない雇用主が策定している場合は5点とする。

(エ) 計画策定義務のない雇用主が策定し、かつ、こっころカンパニーの認定を受けている場合は15点とする。

③ 建設業労働災害防止協会に加入している者は10点とする。

3. 地域貢献

① 平成30年4月1日から令和3年11月30日の間に学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、高校等を卒業後6ヵ月を経過しない日から申請日まで、常勤として継続雇用している場合は1人あたり6点とする。ただし最大30点（5人）までとする。

② 平成31・平成32年（～令和3）年度の各工種の申請において「新卒者の雇用」で加点した者（役員を除く正規職員）で、前回申請時より正規職員として継続雇用し、申請日時点において引き続き雇用している場合は1人あたり5点とする。ただし最大25点（5人）までとする。

③ 平成30年度から令和2年度における市道除排雪業務（凍結防止剤散布作業を含む）の実績及び除排雪機械（モーターグレーダ、タイヤショベル、除雪トラック、ロータリ、バックホウ、パトロール車、砂散布装置、散布用トラック、凍結防止剤散布車等）の保有状況について評価する。【土木のみ】

(ア) 2か年以上の契約実績がある場合は20点とする。

(イ) 2か年以上の稼働実績がある場合はさらに5点とする。

(ウ) 除排雪機械を1台以上保有している場合はさらに5点とする。

④ 国土交通省、島根県又は雲南市と防災協定を締結している団体に加盟している者は10点とする。

⑤ 消防団協力認定事業所は10点、認定事業所であり消防団員を雇用している事業所は20点とする。

4. 法令遵守

① 平成31年4月1日から令和3年11月30日までに行政処分を受けた者のうち、他の業種の許可の取消しを命じられた者は-30点、営業停止を命じられた者は-20点、指示処分を命じられた者は-10点とする。

②平成31年4月1日から令和3年11月30日までに指名停止を受けた者に対して、指名停止期間に応じて次のとおりとする。ただし、1ヵ月に満たない日数は1ヵ月に切り上げる。

(ア) 指名停止期間1ヵ月に対し-5点とする。

雲南市建設工事特別点数

評価項目		土 木	建 築	水 道	舗 装
1. 技術力	①工事成績評点	50	50	50	50
	②優良工事表彰	10	10	10	10
	③技術者在籍状況	×	×	×	30
	④施工機械保有状況	×	×	×	60
2. 社会性	①障がい者雇用	15	15	15	15
	②子育て支援	15	15	15	15
	③労働安全対策	10	10	10	10
3. 地域貢献	①新卒採用	30	30	30	30
	②継続雇用	25	25	25	25
	③除雪業務	30	×	×	×
	④防災協定	10	10	10	10
	⑤消防団協力事業	20	20	20	20
4. 法令遵守	①行政処分	▲30	▲30	▲30	▲30
	②指名停止措置	▲5/月	▲5/月	▲5/月	▲5/月
最大値		215	185	185	275